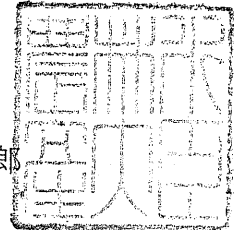


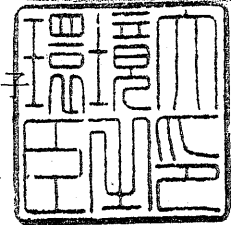
16消安第7510号
環水土発第050117001号
平成17年1月17日

農業資材審議会
会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 村上 誠一郎



環境大臣 小池 百合子



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について
(諮問)

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号）の一部を下記のように改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と農薬使用者が使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が、農薬の容器等に表示されている有効成分ごとの農薬の総使用回数を超えないように使用しなければならないこととする。
- 2 別表第一に以下の薬剤を加える。
六十五 〇・〇ージエチルー〇ー（三ーオキソニーフエニルー二Hーピリダジンー六ーイル）ホスホロチオエート（別名ピリダフェンチオン）
を含有する製剤

- 六十六 N-トリクロロメチルチオテトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）を含有する製剤
- 六十七 (二-イソプロピル-四-メチルピリミジル-六)-ジエチルチオホスフェート（別名ダイアジノン）を含有する製剤